

福岡県性暴力対策会議運営方針

1 会議の公開について

本会議は原則公開とする。会議の公開の方法については、原則として、以下のとおりとする。

ただし、座長又は専門委員会の委員長が必要と認めるときは会議、会議資料、議事録の全部又は一部を非公開にすることができる。

- (1) 会議の傍聴及び取材は、別紙「福岡県性暴力対策会議傍聴要領」を遵守した上で認めるものとする。
- (2) 会議資料は、傍聴者及び取材者に配付するとともに、県ホームページで公開する。
- (3) 会議終了後1か月以内に議事録から議事要旨を作成し、委員に確認の上、県ホームページで公開する(発言者名は無記名)。
- (4) 開催日程は、県ホームページにおいて事前に周知する。

2 運営方針

- (1) 会議は、原則として年1回以上開催することとする。
- (2) 教育・啓発、被害者支援、加害者対策などの特定の施策について協議・検討を要する場合、または、指針改定の原案を検討する場合は、必要に応じ専門委員会を設置する。この専門委員会には、協議内容に応じ、会議委員以外の専門家を招集することができる。
- (3) 会議は、必要に応じて、検討事項に沿った講師を招聘する。

【会議概要】

名称	役割	構成員	開催回数
性暴力対策会議	<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力となる行為に関する考え方、指針等の策定 ・教育・啓発、被害者支援及び加害者対策の実施状況を踏まえた、施策の協議・検討 	会議委員	年1回以上
専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家による協議・検討の必要に応じ設置 	協議内容に応じた会議委員及び専門家を招集	必要時